

資料編

1 津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定の経緯

日 時	開催事項等	内 容
平成29年 7月31日	第1回 津島市障がい者計画等策定 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選出・副委員長指名 ・計画策定の基本的な考え方 ・第5期計画策定にあたっての主な見直しのポイント ・構成(案)について ・アンケート調査(案)について ・策定にかかるスケジュール(案)について
平成29年 8月28日 ～9月20日	アンケート調査の実施	<p>対 象:津島市内在住の障害者手帳所持者(発達障がい、高次脳機能障がいのある人を含む。)から無作為に抽出した1,000人</p> <p>回収状況:495通(回収率:49.5%)</p>
平成29年 8月28日 ～10月13日	アンケート・ヒアリング調査の実施	<p>対 象:障がい者関係サービス事業所、 障がい者関係団体、 障がいのある子どもの保護者</p>
平成29年 11月21日	第2回 津島市障がい者計画等策定 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(素案)について
平成30年 1月4日 ～1月26日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施
平成30年 2月23日	第3回 津島市障がい者計画等策定 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(案)について

2 津島市障がい者計画等策定委員会委員名簿

	事業所名		氏名
1	社会福祉法人津島市社会福祉協議会	会長	浅井彦治
2	津島市心身障害児者保護者連絡協議会	会長	山本智志江
3	津島市身体障害者福祉会	会長	竹本都美子
4	津島市民生委員・児童委員協議会	連絡会長	濱田のぶ
5	障害者支援施設 ゆうとぴあ恵愛	施設長	三谷幸司
6	社会福祉法人永美福祉会	理事長	沢田一郎
7	特定非営利活動法人共生会	理事	犬飼三郎
8	特定非営利活動法人 Peek・a・Boo	理事	田中和夫
9	障がい者センターあいさんハウス	施設長	今井恵美
10	津島公共職業安定所	所長	榎原昌子
11	愛知県海部福祉・相談センター	次長	加藤雅之
12	愛知県津島保健所	健康支援課 課長補佐	大口ひとみ
13	愛知県立佐織特別支援学校	校長	祖父江元宏
14	海部津島聴覚障害者協会津島支部	支部長	伊藤三枝子
15	精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会	代表	村岡恵子
16	キャツ・ハンド（知的障がい者ボランティア）	代表	阿部京子

3 津島市障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画（平成24年度から平成29年度までを計画期間とする津島市障がい者福祉計画をいう。）の見直し及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画（平成27年度から平成29年度までを計画期間とする津島市障がい福祉計画をいう。）の見直しにあわせ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20（平成30年4月1日施行）の規定に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するにあたり、障がい者（児）その他関係者の意見を集約するため、津島市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 津島市障がい者総合支援協議会の委員

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成30年3月30日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月30日限り、その効力を失う。

4 調査結果

(1) 団体調査

団体の目的や活動内容、行政への要望等を把握・整理するために、郵送によるアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

○アンケート調査

調査団体数：12

調査期間：平成29年9月～10月

○団体ヒアリング調査

団体名	ヒアリング日時
点訳の点読虫（テントウムシ）〈視覚障がい者支援〉	9月8日（金） 9:00～
津島市心身障害児者保護者連絡協議会	9月8日（金） 10:00～
要約筆記サークル OHP つしま	9月8日（金） 15:00～
海部津島聴覚障害者協会 海部津島手話サークル かたくりの会 海部津島手話サークル あゆみ	9月14日（木） 10:00～
津島市身体障害者福祉会	9月14日（木） 14:00～
精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会	9月14日（木） 15:00～
朗読ボランティア 声のたより	9月20日（水） 11:30～
キャツツ・ハンド 〈知的障がい者支援〉	9月20日（水） 14:00～
くわがたの会 〈視覚障がい者支援〉	10月2日（月） 10:00～
愛知県重度障害者団体連絡協議会	10月13日（金） 17:00～

点訳の点読虫（テントウムシ）

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

点訳活動及びその他援助活動と地域福祉の向上と、ボランティアの輪を広めること。

【対象者】

視覚障がい者

【設立年】昭和 62 年

2. 活動内容等

【会員数】障がい者 4 人、健常者 13 人

【活動拠点】津島市総合保健福祉センター

【事務局体制】年会費 1,800 円

【現在の活動内容】

- ・社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会事業参加協力
- ・津島市教育委員会、図書館、天王中学校への協力
- ・小中高校福祉教育に参加協力、福祉実践教室（年 10 校 春・秋）
- ・点訳図書、点字カレンダーの製作
- ・近隣市町村の点訳グループとの交流（年 1 回 海部、津島）
- ・天王中学校の学年通信、ほけんだより、部活計画表、その他の点訳

3. 現状の課題

- ・講習会を開き会員募集しても、受講はするが入会してもらえない。
- ・個人情報が壁になり、津島市の視覚障がい者の情報が入ってこないため、支援ができない。
- ・この団体があるという情報が伝わっていない。

4. 今後の取組

- ・いかに会員を集めるか。
- ・視覚障がい者の開拓。

5. 行政（国・県・市）への要望

○点字のPR、会員の募集等、行政の協力を得たい。福祉課から案内をしてほしい。

○市から視覚障がい者へ郵送する書類（封筒の宛名も）等は、点訳したものにしてもらいたい。

- ・市役所からきたと分かるようにしてほしい。
- ・何課から来たか分かるようにしてほしい。
- ・督促など、優先順位が高いものが分かるようにしてほしい。
- ・SP コード*でなくてもテプラの点字などで対応してほしい。

○市役所の備品である点訳プリンターが壊れた際半年間修理をしてもらえず、新品も買ってもらえなかった。その期間は弥富まで行ってプリンターを借りていたが、私たちではなく行政で他の市町村と話し合いをしてほしかった。

6. その他

- ・スクランブル交差点に音声がないところがある。
- ・名鉄のバス停から市役所までの点字ブロックが途中までしかない。
- ・誘導ブロックがなく、歩道と車道の区別がつきにくい。

- ・道がデコボコしていて歩きにくい。
- ・駅員の案内が必要なときとそうでないときがある。家族がいる場合などは必要ない。以前トイレのときもずっと待たれていたことがあった。
- ・電車に乗る際は階段の近くの乗車口に乗りたいが、1番前か1番後ろに案内されることが多い。
- ・乗るときは駅員がついてくれても、降りるときは来てくれないということがある。

津島市心身障害児者保護者連絡協議会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

- ・障がい者の社会福祉事業の推進
- ・障がい者の教育・職業・医療等に関する施策の向上発信に努める
- ・会員相互の交流と親睦を深め、障がい者の自立発達に必要な事業を行う

【対象者】

津島市肢体不自由児・者父母の会の会員

津島市知的障害者育成会あすなろ会の会員

【設立年】平成4年

2. 活動内容等

【会員数】平成29年現在 50人（障がい者の保護者数）

【活動拠点】津島市

【事務局体制】会長1人、副会長2人、理事8人 年会費 1,000円

【現在の活動内容】

- ・年1回総会の開催
- ・交流と親睦を図るためイベントに参加
- ・年1回クリスマス会の開催

3. 現状の課題

- ・新しい会員が入らないため会員が高齢化するとともに、会員数が減少している。
- ・会員の年齢差による世代間のギャップがある。
- ・イベントの参加に協力してくれる会員が少ない。
- ・収益も多くない。
- ・このような会があること自体あまり知られていない。
- ・小さいお子さんのいる方に情報を発信できていない。個人情報の問題があり、なかなか情報が入ってこない。
- ・親の交流や親睦・研修を図りたいと思っているが、実際今は十分にできていない。

4. 今後の取組

- ・新会員の募集のため、会の活動をPRする。（冊子を作るなど）
- ・NPO心身協つしまで行っている「ここね」の運営を支えるため資金活動を行う。（イベントに参加する等）
- ・防災訓練等にも参加して、存在を知らせる機会にする。特に地域でのつながり、協力を深める。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・担当職員の異動が多いので信頼して相談することがむずかしい。
- ・車椅子や三輪自転車で移動すると道路の水はけのための傾斜によってハンドルをとられる。身体的障がいのある人にとっては危険であることを認識してほしい。
- ・当団体は2つの全国組織（肢体・知的）のもとにあるので、全国の情報を伝えることができる。障がい児のいる親から尋ねられたら、是非紹介して会員を増やすことに協力してほしい。
- ・会のPRをしてほしい。
- ・災害訓練に障がい者も積極的に参加できるような取組が必要。訓練をきっかけに横の繋がり

を作つておくことが大切なのではないか。

6. その他

- ・親亡き後の障がい者の意思を尊重する施策をお願いしたい。
- ・小さいうちからの横の繋がりが大切だが、実際に市や社協に行こうと思える人はなかなか少ないのではないか。
- ・放課後等デイサービス事業所の増加により、親と子が接する時間が少なくなってきたのではないか。
- ・親同士の交流や意見交換の場が必要だと思う。機会を持つようにしたい。
- ・私たちがもっと勉強して情報を発信しなければいけないと思っているが、できていない。出前講座などは、親が勉強できる良い機会だと思う。
- ・困ったときはここに頼めるというようなリストがあればよい。
- ・「ここね」は、ある意味で相談支援事業所のように相談を聞くことはできる。
- ・施設に入所または通所できている人はよいが、そうではない居宅の方たちと連絡を取り合えるような関係性ができたら良い。（会員外の方で）
- ・津島市は観光に関しては力を入れているが、福祉は後回しになっている。うまく配分してほしい。
- ・歩道の段差が改善されていないところがあり、車椅子では危ない。

要約筆記サークル OHPつしま

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

障害者総合支援法の意思疎通支援事業の要約筆記活動を通して、聴覚障がい者・難聴者の自立・社会参加を支援し、要約筆記の普及に努める。

【対象者】中途失聴者・難聴者

【設立年】平成8年

2. 活動内容等

【会員数】聴覚障がい者1人、健聴者4人

【活動拠点】津島市総合保健福祉センター、津島市内

【事務局体制】

代表1人（健聴者）、会計1人（〃）、相談役1人（〃） 年会費1,000円

【現在の活動内容】

- ・定例会（月2回）
- ・市民病院筆記通訳ボランティア（月2回 第3・第4木曜日の午前）
- ・講演会、大会等のOHCによる通訳（年3～4回）
- ・市内学校福祉教育講師、福祉実践教室（年3校）
- ・個人派遣に伴う同行通訳（隨時 市役所の福祉課を通して派遣依頼）
例）通院、冠婚葬祭など
- ・市民向けの要約筆記体験講座（年1回）
- ・津島市役所、社会福祉協議会からの依頼行事への協力 など

3. 現状の課題

- ・聴覚障がい者、難聴者を支援するサークルとして周知されていないため、活動場所が少ない。
- ・要約筆記をつけている行事自体が少ないため、知ってもらう機会が増えない。
- ・実際に要約筆記をつけている行事は全体の1割程度。
- ・発信する場所がない。市の福祉課がどれだけ障がい者に対して発信しているのか分からず。
- ・1人でも要約筆記を必要としている方がいたらつけたいが、そのことをなかなか理解されにくい。障がい者が参加できない。
- ・子ども達には要約筆記は難しく、ガイドヘルプや介助犬のほうが分かりやすいという先生達や保護者の先入観で、福祉実践教室の依頼が減っている。（小、中、高1校ずつ毎年続けて行ってきたが、今年から小学校がなくなってしまった。）
- ・会員数の減少。多いときは10人程度いた。（資格取得が難しくなった。）

4. 今後の取組

- ・「要約筆記」に対する周知と理解を深めてもらえるようアピールすること。そのために、現在の活動を続けていくとともに、聴覚障がい者のみならず、年齢とともに耳が不自由になった高齢者を対象として、活動場所を広げていきたいとも考えている。
- ・今年度初めて老人会の総会に要約筆記をつけてもらい、「見やすかった」、「分かりやすかった」などという声を聞いた。ぜひ今後も続けていきたい。
- ・手広くやるには行事も少ないため、しばらくは今のまま手書きで頑張りたい。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・聴覚障がい者を支援する手段として、手話だけではなく「要約筆記」という方法もあること

を広め、個人派遣の利用も促してほしい。

- ・福祉課で障害者手帳を交付する際など、要約筆記の利用ができるることを周知してほしい。
- ・災害時における障がい者への対応について、確立されていない。

6. その他

- ・手話ができる高齢者はほとんどいため、そういう方に対しては要約筆記をつけてくださいとお願いしている。
- ・たくさんの情報量を瞬時に上げることができることから、パソコンのほうがいろいろなところで使われ始めている。
- ・活動をなかなか理解してもらえない。
- ・教育現場で聴覚障がい者に要約筆記（通訳）を付けているところもある。津島市では今までに実績はない。
- ・福祉実践教育で子ども達がどんな感想をもったのかなどの報告が、以前はあったが今は一切なくなった。
- ・要約筆記者の資格を取るために県の講座を10ヶ月受講し、試験に受かってからとなると年齢が高くなってしまう。そのため、なかなか次の人に育てるのが難しい。ボランティアでやらせてもらえるのであれば自分達のところで育てる事もできるが、資格を取るために5万円ほど自費で掛かるため、簡単に「資格を取ってきて。」と言えない。
- ・私達は中途失聴者、難聴者を中心に支援しているため、手話やほかの関係団体とは繋がりがない。
- ・以前は県に登録し活動していたが、会員の減少とともに活動範囲を津島市に縮小。
- ・高齢者にとってパソコンの字を読むのは大変なため、対象者にあったツールを使うことが大切だと思う。
- ・愛難聴の会員には情報が入るが、津島市の障がい者には情報が入りにくい。
- ・どんな小さな集まりでもいいので、「要約筆記をつけてほしい。」と当事者からも声を出していただきたい。
- ・福祉課はお願いをすれば動いてくれるのでありがたい。これからもお願いしたい。
- ・職員が短い期間で異動するため、なかなか浸透できない。

海部津島聴覚障害者協会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

海部津島地区の聴覚障がい者が力を合わせて障がいの有無を問わず、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざして活動するものである。

【対象者】海部津島地区の聴覚障がい者

【設立年】昭和 52 年 5 月

2. 活動内容等

【会員数】46 人（うち津島支部 10 人）

【活動拠点】会長宅に事務所を置き、各支部で活動し、情報交換を行う。

【事務局体制】

会長、副会長、事務局長、企画部、手話対策部、各支部（津島支部、愛西支部、東部支部、南部支部）

【現在の活動内容】

- ・海部津島手話サークル連絡協議会との連携による活動
11 団体あり、2か月に 1 回代表者が集まり情報交換、行事の計画、交流会を行う
平成 28 年：防災学習会（名古屋大学）、新年会 など
- ・小中、高等学校への福祉実践教室講師派遣
- ・手話奉仕員養成講座の開催
- ・学習会（年 2 回）、観光会、忘年会等の開催

3. 現状の課題

- ・会員の高齢化。

半分以上が 60 歳以上。最高 94 歳。若い人で 30 代。

- ・市民とのコミュニケーション問題（手話通訳者設置なし）

手話ができる人というのは周りにとても少ないため、何か災害が起きたときなどはとても困ってしまう。近所との交流は挨拶くらい。

- ・手話でコミュニケーションできるデイサービスや介護サービスが受けられない。

市内のデイサービスではコミュニケーションが取ることができず、ひきこもりがちになってしまふ。そのため、手話のできるスタッフがいる市外の事業所を利用せざるを得ない。

- ・手話しかコミュニケーションを取る方法がない。

戦争で学校へ行っていない方たちは字を読む力、字を書く力、情報を読み取る力が弱いため市役所からの手紙や手続き、防災関係の書類などが全く分からぬという現状にあり、情報がほとんど入らずじまいになってしまっている。いろいろな制度やサービスが利用できないことにも繋がっている。身体障害者手帳をなくしたときに必要な手続きさえも分からない。

4. 今後の取組

- ・手話言語条例の制定に向けて、学習の取組を行う。
- ・市民への手話普及を図る。
- ・防災訓練、近所との付き合いを促す活動を行う。

5. 行政（国・県・市）への要望

○手話言語条例の制定を求めたい。手話は言語であるということを認めてほしい。

○防災対策（聴覚障がい者への情報保障）を講じていただきたい。

○手話通訳者の設置。

- ・情報保障として、津島市主催のイベント、公的施設（市役所・警察・消防・病院等）には必ず手話通訳者を設置してほしい。
- ・平成28年4月に障害者差別解消法がされたにもかかわらず、手話ができない職員が多い。少しずつでもよいので覚えていただきたい。
- ・65歳以上の場合は介護保険が優先されるが、65歳以上になっても聴覚障がい者支援事業所による障がい者サービスを受けることを認めてほしい。

○文字化して伝えるべき情報は文字化してほしい。

○無人駅で、困ったとき人がいないととても困る。

6. その他

- ・脳梗塞で倒れた聴覚障がい者がいたが生活が難しく、本人が希望するひとり暮らしではなく、家族の判断で施設入所になってしまった。手話ができる介護ヘルパーが必要。
- ・計画を作成するにあたり、当事者としてやっと意見できるようになってきた。
- ・手話のPR方法で、広報だと読めない人もいる。直接声掛けをすることが大切。
- ・手話は言語であるという認知がまだまだ行き届いていない。みんながコミュニケーションを取れるようになることが手話通訳設置の目的の1つである。
- ・助成金はなく、会費のみで運営。
- ・手話の中にも習った手話と習っていない手話があり、相手によってホームサインというのがある。身振りや絵で伝え合うという方法もある。
- ・毎年8月、9月の愛知県聴覚障害者大会決議に基づいて、市町村に対し要望を提出している。
- ・津島市と当事者が話し合う場というのは、内容にもよるが毎年1回はある。内容によっては交渉する場合もある。
- ・ろうあ者にとって言語は手話しかないということを伝えたい。筆談すればいいという間違った理解がある。

海部津島手話サークル かたくりの会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

手話学習及びレクリエーション等を通じて、ろう者と健常者の交流を深め、ろう者問題に取り組む事を目的とする。

【対象者】

本会の会員は年齢・性別を問わず誰でも参加可能

【設立年】平成4年

2. 活動内容等

【会員数】障がい者3人、健常者 25人

【活動拠点】津島市総合保健福祉センター

【事務局体制】

会長1人、副会長1人、企画5人、会計2人 年会費 1,000円

【現在の活動内容】

聴覚障がい者と健常者が触れ合いを大切にして共に支えあえる社会をめざして活動しています。

- ・毎週火曜日（月4回） サークル活動
- ・第5火曜日 役員会 打ち合わせを行う
- ・他に赤い羽根共同募金活動、ごみゼロ運動、福祉まつり、介護施設慰問、老人クラブや児童館での手話ミニ教室等
- ・小中学校、高校の福祉実践教室への派遣（簡単な挨拶の手話、筆談、身振り、空書、口話法など）

3. 現状の課題

- ・若年層の人数不足

ほとんどが主婦の方。40～60代の方が多い。

特に若い人は、声を掛けてもなかなか理解してもらえない。結婚して家庭をもち、子どもを育てる手話サークルの必要性を理解してくれるようになることがある。以前は若い人も福祉の面から一生懸命働きかけてくれていたが、今は環境に恵まれており、理解してくれる人が減ったように感じる。市内の行事に手話通訳がついていることが少ないため、若い人たちへのアピールに繋がらない。

- ・小中学校での福祉実践教室の時間が減っているため、障がい者と交流する機会が激減。
- ・以前と比べて仕事を持っている人が増加傾向にあり、行事に参加できる会員が減少。そのため同じ会員に負担が集中している。
- ・聴覚障がいという分かりにくいバリアはなかなか理解されない。福祉実践教室やサークルの開催がとても大切。

4. 今後の取組

- ・サークル内にとどまらず、手話が市民へ少しでも普及していくよう学校等へ手話講座の開講を推奨。
- ・ろうあ者だけでなく高齢者、一般の人も安心して暮らせる優しい街づくりのために活動していきたい。

5. 行政（国・県・市）への要望

- 公的施設（市役所・警察・消防・病院等）には、手話のできる職員又は通訳を常駐してください。特に病院や消防署には通訳者を常駐してほしい。
- 敬老会、平和祈念、消防団の発表会等、市や民間団体主催の行事には、ろう者不在でも手話通訳を付けてください。
- 防災訓練は、障がい者とともにを行う訓練も別枠で行ってほしい。
- 聴覚障がい者向けの情報保障を更に展開してほしい。
- お店でのアナウンスが聞こえないため、何らかの配慮が必要。レジでの対応も分かりにくく、筆談などの目で見える情報がほしい。
- 聴覚障がいのマークをいろいろな窓口に置いてほしい

6. その他

- 福祉実践教室は、聴覚障がい者にとって何が不便で何に困っているのかを知ってもらうためのPRの場。また、情報のバリアなどを理解してもらうための場。
- 福祉実践教室で会った子どもたちが街で気軽に声を掛けてくれるようになった。
- 社会福祉協議会から毎年2万円助成金としていただいている。
- ろう学校で習うだけでは情報が足りないこともあるが、サークルの中ではいろいろな勉強ができる。（情報の共有、病気予防のための調理法、健康作りのための情報交換、読み書きなど）
- 手話通訳というものは聴覚障がい者のためだけのものではなく、健聴者のためにもなる。聴覚障がいのある子どもの保護者への対応など、健聴者に対する配慮も必要。
- 手話通訳をお願いしていなくても手話通訳者がいるととても嬉しい（成人式など）。
- 難聴者のマーク、筆談のマーク、手話通訳者のマークは2020年の東京オリンピックに向けて作られた。このマークを目印にコミュニケーションを取ってもらう。
- 難聴者、ろう者がひと目で分かるようなマークの統一が必要。

海部津島手話サークル あゆみ

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

手話サークルを通してろう者と健聴者が共に歩むことを前提として手話学習やコミュニケーション支援、ろう者問題解決等を目的に活動する。

【対象者】

津島市在住のろう者と健聴者（年齢は問わず）

【設立年】昭和 54 年 5 月 10 日

2. 活動内容等

【会員数】平成 29 年 4 月現在 36 人（うち ろう者 8 人）

【活動拠点】北コミュニティハウス

【事務局体制】

会長、副会長、会計、企画、会計監査 年会費 1,000 円

【現在の活動内容】

- ・毎月第 1 ~ 3 木曜日 午後 7 時 ~ 9 時 北コミュニティハウスで手話勉強並びに交流会（総会、講演会等）
- ・海部津島手話サークル連絡会活動への参加
- ・海部津島聴覚障害者協会活動への参加協力
- ・津島市ボランティア連絡協議会、関係団体主催行事への参加（手話普及）

3. 現状の課題

ろう者の方が市民生活をする上で安心して情報を共有し、円滑なコミュニケーションをとるには未だ不十分である。どこでも手話で情報交換ができるように体制を整えられるようになることを期待する。

4. 今後の取組

- ・手話のできる人を増やす。
- ・手話サークルへの入会を促進する。
- ・手話を通して市民活動への参加の推進。（小中学校福祉実践教室、社会福祉協議会関係行事への参加）
- ・手話奉仕員養成講座への参加を促し、手話通訳者養成への支援。
- ・現在、福祉大会、親子わくわく体験フェスに通訳も一緒に参加し、普及活動に努めている。今後、活動を広めていきたい。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・公共機関において手話でコミュニケーションのできる職員を増やしてほしい。
- ・手話言語条例の制定を望む。
- ・避難行動要支援者名簿に登録されていても、災害時に手助けしてもらえるのか不安である。
- ・消防署から災害用援助の登録用紙を提出してほしいと送られてきたが読めない人も多いため送るだけではなく対象者を集めてきちんと説明もしたほうが良いのではないか。

6. その他

- ・夜間に活動しているため、働いている人、未就学の児童から学生までが参加。また、かたくなりの会と重複して参加してくれている方もいる。

- ・社会福祉協議会から毎年助成金をいただいている。
- ・会場代（部屋代）が500円ずつ必要。
- ・ボランティア連絡協議会に現在15団体入っているが、情報を共有できるようやり取りしている。
- ・イベントの案内にはFAX番号が載っていないことがある。電話が利用できない人のため、FAX番号も載せてほしい。
- ・緊急メールの登録の際、消防署の方が講習に来てくれきちんと登録することができた。だが、高齢者などスマートホンを持っていない人もまだまだ多く、情報提供の仕方が課題である。その場合、隣近所の人からの情報がとても大切になってくる。
- ・策定委員として参加している当事者がとても少ない。そのため、なかなか意見が合わないと感じることがある。

津島市身体障害者福祉会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

身体障がい者の親睦

【対象者】身体障がい者（中途障がい）

【設立年】不明

2. 活動内容等

【会員数】20人（実質活動しているのは15～18人。車椅子の方は2人。）

【活動拠点】彩雲館

【事務局体制】

年会費500円

【現在の活動内容】

- ・福祉まつりのバザーに参加
- ・愛知県身体障害者福祉団体連合会の北尾張支部で会合参加・研修旅行・カラオケに参加

（愛身連の年会費は1人3,000円だが2人登録者がいるため、年間6,000円納めている。そのほかの参加費はその都度徴収。）

3. 現状の課題

- ・会員数を増やしたいが、対象者の情報の入手先がない。
- ・会員の高齢化。（平均年齢65歳。1番下の人で57～8歳。1番上の人で89歳。）
- ・会員が少なく、市で活動したくてもできない。
- ・会費だけでは賄いきれず、財政面で個人的な負担がある。
- ・日曜日、祝日は人が集まらない。
- ・各種イベントに参加するための移動手段がない。

4. 今後の取組

活動に対する市からの補助金がないため、活動は会員の実費負担となり、活動するにも、計画が立てられない状況。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・活動に対する財政的な支援が欲しい。
- ・障がい当事者との話し合いの場をもってほしい。直接、個人個人の具体的な意見を聞いてほしい。

6. その他

- ・愛知県身体障害者福祉団体連合会に年間約15万円程度会費を納めていますが、会費だけで足りず個人の負担がある。会費を1,000円にできるような問題でもない。行政は福祉に対して冷たいと思う。
- ・市に意見をする機会がない。予算についても話し合ったことがない。
- ・ご家族の高齢化により、施設入所やデイサービスを利用する方が増えている。
- ・成年後見制度を利用している会員はいない。
- ・津島市は道路が狭い。また、スロープがなく入れるお店が少ない。
- ・どこのお店も、店員の対応はよくなってきたと感じる。
- ・障がい者の働く場が少ない。

精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

精神障がい者が社会の中で正しく理解され、地域で充実した生活を送ることができるよう支援する。

【対象者】

精神障がい者、不登校・ひきこもり、生きづらさを感じる方、心が疲れている方

【設立年】平成 14 年 6 月

2. 活動内容等

【会員数】平成 29 年 9 月 1 日現在 12 人（障がい者 2 人、健常者 10 人）

【活動拠点】津島市総合保健福祉センター、北コミュニティハウス

【事務局体制】

代表 1 人、会計 1 人、監査 2 人、運営 5 人（健常者 9 人）

【現在の活動内容】

- ・定例会（月 1 回）：行事、心の居場所運営、研修会情報及び、留意事項全般に関する打ちあわせ
- ・心の居場所「はっぴーるーむ・つしま」運営（市委託事業）（月 1 回）：参加者との談話
- ・自殺予防街頭啓発キャンペーン参加（年 2 回）：あま市主催（木田駅、甚目寺駅周辺）保健所協力
- ・近隣市健康まつり参加（年 1 回）：ブースを出展し、精神障がい者の理解と支援を求める
- ・精神障がい者ボランティア養成講座講師（隨時）：市などの要請で精神障がい者ボランティアの養成講師を担当

3. 現状の課題

○会員の高齢化・会員数の減少：経験の豊富な会員が高齢となり、次期を担っていく若い人の入会希望者が少ない。

- ・会員の年齢の幅は、40 代～60 代。
- ・圧倒的に女性が多く、男性は 4 名しかいない。
- ・主にボランティア養成講座から人を集めているが、1 人 2 人残る程度。
- ・精神障がい者と関わったことがないと、なかなか参加しにくい。
- ・災害などのボランティアは内容がはっきりしているが、精神障がい者に対してはどのような対応をすればよいのか分かりにくい。
- ・ボランティアとしての満足感が得られにくい。
- ・ボランティアをするにあたり、専門的な知識が多少は必要である。

○お金以前にスタッフの数が足りないため、活動範囲を広げられない。

○地域移行などの社会問題までは手が届かない。

○委託事業になっても情報が全く入ってこないため、意見を発言のしようがない。

4. 今後の取組

平成 29 年度の主な取組（時系列）

○「はっぴーるーむ・つしま」：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 毎月第 2 土曜
13:30～15:30 北コミュニティハウス

○自殺予防街頭啓発キャンペーン：平成 29 年 9 月 12 日（火）木田駅 7:45～8:45

○弥富市健康フェスタ：平成 29 年 10 月 22 日（日）9:00～15:30

十四山スポーツセンター 市民を対象とした精神障がい者の理解と会の活動紹介

○弥富市精神保健福祉ボランティア養成講座講師：平成 29 年 11 月 11 日（土）

13:30～15:30 弥富市総合福祉センター

○あま市健康まつり：平成 29 年 11 月 12 日（日） 10:00～15:00

市民を対象とした精神障がい者の理解と会の活動紹介

○不登校・ひきこもり座談会

対象：本人またはその家族、関係団体職員 約 30 人

内容：不登校・ひきこもり経験者との交流・座談会

・NPOにしたらどうかという話も以前あったが、義務や強制ではなく、縛りのない活動をしていきたい。

・子ども達が興味を持てるような教室を行いたい。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・NPOやボランティア団体が単独でばらばらに活動するのではなく、行政が取りまとめ役となって支援団体のネットワークの構築と役割分担の明確化、それによる支援体制の強化
- ・市による精神保健福祉ボランティア養成講座の実施と人材養成
- ・当事者や不登校児の居場所・働く場所・気軽に行ける相談室（生活相談窓口は敷居が高い）
- ・カウンセラーの配置、医学的な情報の提供、医療機関との連携
- ・行政が取りまとめ役となって地域に繋げていくシステムの構築
どのボランティア団体も自分たちのボランティアで精一杯で、なかなか地域移行などの繋がりの活動まではできない。
- ・地域包括支援センターの説明が分かりにくい。どういう形でボランティアや民生委員が関わるのか分かりやすくしないと、目に見えてこない。
- ・働きたいという当事者の思いに対し、現実にどこまで働くのかの見極めや、事業所による、その人の障がい状況に合った働き方の提供が必要。

6. その他

- ・平成 29 年度より市の「自発的活動支援委託事業」として心の居場所「はっぴーるーむ・つしま」を開催できたことは、サービスの質と公益性の向上につながっている。問い合わせ先に福祉課の電話番号が入れられるようになったことは、チラシを見た方の信頼に繋がっており、生活相談窓口の方との繋がりもできた。私達ボランティアだけでは対応が困難なこともすぐに相談ができるため、とても良い体制ができたと思っている。当事者の参加：5～7 人程度、スタッフの数：4 人程度。
- ・ボランティアグループを作った時代に保健所から、養成講座修了者でボランティアグループを作らないかという話になり、そこから独立して風車の会ができた。保健所からはずっと支援をいただいている。
- ・心の居場所の活動目的は、訓練や知識・技術を教えることではなく、精神障がいの方々に対していろいろな話をするなどの場。
- ・心の居場所の活動目的に訓練的なものを入れたほうがいいのかどうか、意見が分かれている。
- ・就労移行支援事業所や就労継続支援事業所（A型・B型）の作業内容は、本当にステップアップに繋がっているのか。また、社会福祉士、精神保健福祉士の設置が必須ではないのはいいのか。
- ・田舎になればなるほど、障がい者を隠そうとする傾向がある。
- ・精神障がいの親の会「蓮の実会」との直接的な関わりはない。
- ・資金は、主に市のイベントのバザーで集めている。

- ・総合保健福祉センターは飲食ができず、交通の便も悪い。
- ・ボランティアが委託事業になったら、市は、交通費くらいは出してくれるといっているが、ボランティアとしてもらうことに後ろめたさがある（近隣の人たちで行っているということもあり…）。

朗読ボランティア 声のたより

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

- ・市政のひろば等の音声訳を主たる活動
- ・視覚障がい者等に対する津島市の社会福祉事業等に協力

【対象者】 視覚障がい者等

【設立年】

昭和 56 年 6 月 「朗読ボランティア 声のたより（地域婦人会）」設立
平成 24 年 4 月 「朗読ボランティア 声のたより」として独立

2. 活動内容等

【会員数】 14 人

【活動拠点】 録音：津島市総合保健福祉センター録音室 研修会：彩雲館

【事務局体制】

年会費 6,000 円

【現在の活動内容】

①音声訳テープの作成と配布

- ・市政のひろば（月 1 回）
- ・津島市議会だより（年 4 回）
- ・リスナーから依頼されたもの（取扱説明書、福祉実践教室の感想文など）

②視覚障がいの方との交流会「ふれあい茶話会」（年 1 回）

③朗読に関する技術習得のための研修会（月 1 回）

④平和のつどい（遺稿朗読）（年 1 回）

3. 現状の課題

・会員募集の難しさ、会員の高齢化

若い方は仕事をしていて参加してもらえない、入ってくれる方は 50 代からが多い。今はギリギリの人数。広報に載せていただいたり講習会を行ったこともあるが、なかなか会員が増えない。

・CD化移行の問題

今はカセットテープ（60 分）で録音しているが、CD に比べ聞きたい箇所を探すのが大変。だが CD に録音するのと DAISY 録音*するのとでは使う機材が違う、聞く場合も新しく機材を用意してもらう必要が出てくる。録音室にあるものもカセットテープ専用。また、パソコンを扱える会員も少なく、年齢的にこれから使い方を覚えていくのは難しい。

・録音機械の保守点検、修理

費用を委託料で貰うのは厳しい。

・当事者と触れ合う機会が減少。

以前は手渡しで直接渡すことが多かったが、今はポストでのやり取りが増えてしまった。

4. 今後の取組

・視覚障がい者への周知

当事者へどう周知していくか。茶話会の参会者へは声掛けできるが、それ以外の方法が今はない。

・CD化

視覚障がい者の年齢が高いこともあり、CD よりもテープのほうが取り扱いやすいという声が多かったためなかなか進まなかったが、最近ではリスナーの年齢が下がってきたので CD

化を進めていきたい。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・当事者への周知。
- ・文書を読めない家庭（夫婦で視覚障がいの方など）へ文書を送っても読むことができない。また、拡大した文字でないと読めないという方もいる。その方たちに対してきちんと配慮をしてほしい。
- ・要望や意見が言いやすい市であってほしい。
- ・幼い頃から視覚障がいの方など、あまり利用できる制度などを知らなかつたりすることが現実にあった。いろいろなことを市のほうで教えていただきたい。

6. その他

- ・設立当初から、市の委託事業として行っている。
- ・以前はひとり暮らしの高齢者にもテープを配っていたが、現在は視覚障がい者のみを対象にしている。
- ・遺稿朗読では戦没者の手紙などを読んでいたが最近は手に入らなくなってきたため、遺族の声というのも読み上げている。
- ・テープが届くのを皆さん楽しみに待っていてください。
- ・活動は福祉課、建物や備品は健康推進課が担当のため、複雑である。
- ・茶話会の開催当初は楽しんでいただくというスタンスだったが、今は当事者の経験談を聞いたり、制度についての情報交換をしたり、有意義な時間を過ごしてもらえるように工夫している。
- ・茶話会に 100 名ほど対象者がいる中で毎回 10 名ほどの方が来てくださっている。福祉課の力のおかげだと思っている。
- ・市政のひろば平成 29 年 7 月号まではリスナー宅へ直接お届けしていたが、不在でポストでの受け渡しが増えたことと、配布を個人の車でする不安から、8 月号からは郵送に変更させていただいた。その際は市にスムーズに対応してもらい、感謝している。
- ・知人などへも、このような活動があると周知してほしい。
- ・発足当時から東海ラジオのアナウンサーや NHK のアナウンサーに指導を受けていた。また、東海音訳会にも参加していたが、今は自分たちで行っている。今後は、専門家の指導を受けたいと思っている。

キャツツ・ハンド

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

- ・知的障がい、身体障がいのある方の休日余暇活動を開催する
- ・障害者施設でのボランティア活動

【対象者】 障がい者 その他

【設立年】 平成 14 年 4 月 22 日

2. 活動内容等

【会員数】 健常者 12 人

【活動拠点】 蝶間コミュニティセンター、葉戸スポーツの家

【事務局体制】 代表 1 人 会計 1 人 会費なし

【現在の活動内容】

- ・毎月第 2 土曜日（会場の都合上第 2 土曜日ではない月もある）
文化教室やスポーツ教室の開催（折り紙、ちぎり絵、バドミントンなど）
- ・各イベントの手伝い（老人施設等の夏まつり、餅つき大会、盆踊りなど）

3. 現状の課題

- ・会員の高齢化により、活動を縮小せざるを得ないこと。
平均年齢は 65 歳。女性の方ばかり。
- ・若い会員の入会がないこと。
一時的なお手伝いでは来てくれるが、継続の難しさから入会者が増えない。
会員が増えなくても、活動のことをより多くの人に知ってもらいたい。
- ・一時的なイベントだけではなく、より地域に近いところで触れ合ってもらえるような環境が必要なこと。
- ・当事者から、地域の人ともっと触れ合いたいという感覚があまり感じ取られない。
- ・活動範囲が、活動拠点地域に偏ってしまっている。

4. 今後の取組

- ・屋外での教室開催を考え、地域の人が積極的に参加できるよう呼びかける。
- ・地域イベントと共同できる方法を考える。
- ・障がいのある方が地域に自然と入っていくような環境、きっかけを作っていく。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・防災訓練などは、積極的に参加を促してほしい。
- ・障がい関係のイベントや広報活動は、地域に根づくまで継続してほしい。
- ・地域に根づく活動を一緒になって考えていくってほしい。
- ・道路、駅前、コミュニティをしっかり整備して、誰にとっても住みやすいまちにしてほしい。

6. その他

私達の活動での付き合いは、他の人と変わらない。それは長年の積み重ねにより、個々のくせやその対応を理解できたことによる。その経験から、多くの人が一緒に活動できる場を提供し、継続していくことで理解者を増やしていきたい。

- ・「キャツツ・ハンド」は、子ども会連絡協議会の繋がりで発足した。
- ・ヘルパーなどの資格をもっていたおかげで、スムーズに活動できている部分がある。

- ・一般の人の障がい者に対する理解がまだないと感じる。
- ・社会福祉協議会から毎年2万円の助成金をもらっていたが、現在は教育委員会での後援のみいただいている。
- ・親が子どもの障がいを受け入れるということはとても難しいと感じる。お母さんを包み込んであげられるような支援、愛情をもった人の育成が大切。未就学の障がいを持った子どもだけに対してではなく、親子をずっと見守っていくことができるようなシステム、組織作りが必要。
- ・親の障がいに対する理解度はみんな違う。一人ひとりに寄り添うことが大切。
- ・施設側が地域と結び付く活動や行動をしようとしているのが増えてきたように感じる。施設としてやるべき課題を問題提起してくれると、私たちもお手伝いがしやすい。
- ・施設からのボランティア要請は結構多い。

くわがたの会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

小・中・高生や一般の人達に目が見えないとはどういう事かを広くひろめ理解してもらうとともに、盲導犬についても知ってもらう。

【対象者】 小・中・高校生、一般の人

【設立年】 平成 13 年 6 月

2. 活動内容等

【会員数】 16 人（障がい者 1 人、健常者 15 人）

【活動拠点】 津島市社会福祉協議会

【事務局体制】

事務局 4 人（代表 障がい者 1 人）、学校への連絡係 2 人、会計 1 人 年会費 1,000 円

【現在の活動内容】

月 1 回 毎月第 1 月曜日 津島市総合保健福祉センター

年 4~5 回 津島、海部地域の小・中・高において福祉教育の場でのアイマスク体験。

盲導犬についての理解。講座。（福祉実践教室）

3. 現状の課題

- ・目が不自由な事や盲導犬について、一般の人達に知ってもらうよう、理解してもらうような活動をしていきたい。
- ・ペットと盲導犬の違いを理解してもらえない。
- ・講座の募集方法がふくしだより（年 4 回）しかなく、講座を開いても人が集まらない。広報に載せてもらっていた時はそれなりに人が集まっていた。

4. 今後の取組

- ・地域メディアに取り上げてもらって広く一般の人達に知ってもらいたい。
- ・スーパー や各種団体、公的機関での講座を開きたい。（未だにスーパー や飲食店で盲導犬が入れない時がある。個人的飲食店では、3割は入店拒否をされてしまう。）
- ・大人の方達の意識を上げる活動もしていきたい。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・市役所 や病院の職員に理解を深めるため講座（研修）を開きたい、体験をしてもらいたい。
- ・他市からの研修の依頼はあるが、津島市からはない。
- ・盲導犬の講座を増やしてほしい。盲導犬の必要性を理解してほしい。
- ・会員を増やすための協力をしてほしい。
- ・津島市の意識が低いのではないか。特に市、警察、消防、病院などの大人の意識の低さを感じる。
- ・いろいろな方がいるということを理解してほしい。業務的な勉強だけでなく、障がい者に対する対応の仕方など、いろいろな意味でもっと勉強してほしい。
- ・行政に、ボランティアの活動の場を広げる繋ぎ役になってほしい。小さいボランティア団体だけでは難しいことがある。

6. その他

- ・津島市は福祉にもっと予算をつけるべきだ。
- ・学校の福祉授業にもっと予算をください。
- ・会への支援は何もなく、会費のみで運営。
- ・級までは分からぬが津島市に視覚障がい者が 120 名ほどいるのに対し、盲導犬を使っているのは 1 人だけ。
- ・津島市は「福祉実践教室」ではなく「福祉教育」のため、当事者が参加しなくても成り立ってしまう。
- ・福祉実践教室のような経験はとても大切だと思う。1 回でも体験すると子どもたちの意識も変わってくると思う。
- ・津島市に小・中・高は 14 校くらいあるが、そのうち福祉実践教室で行っているのは半分程度。
- ・中途の方、完全に失明していない方は障がい者だと分かってもらうために白杖を持っていたり、ある程度の感覚で歩くことができたりするが、本当に見えていないのかと疑われることがある。その辺の理解がまだ進んでいない。
- ・封筒に点字をつけてほしいと、点字をつけた封筒 500 枚程度を持参して役所に行ったことがある。封筒があるうちはその点字付きのものが届いていたが、使い切ったら普通の封筒に戻ってしまった。
- ・選挙の時、東京の協会に連絡をすれば点字版の用紙を送ってもらうことができる。だが、このことを知らない人は多いと思う。
- ・数年前、音響信号機や点字ブロックをつけてほしいと市にお願いしたのだが、つけてくれない。「あなた 1 人のためにはできない」と断られてしまった。
- ・道路もガタガタ。
- ・最近静かな車が増え、とても怖い。

愛知県重度障害者団体連絡協議会

1. 会の目的及び対象者等

【会の目的】

私たちは、「障がいがどんなに重くてもたとえ寝たきりであっても生きてきてよかった」といえる人生を送りたい。一人の社会人として、県民として地域社会の中で自立した生活をしたいと強く願っていました。こうした私たちの強い願いのもとに県下各地で福祉のまちづくり運動や誰もが使える公共交通機関を目指してきた障がい者が、重い障がいを持つ仲間の声を行政をはじめ社会のいたるところに届かせるために一致団結し、そして「すべての人」が生き生きと生活できる愛知県とするために連絡会をつくりました。

【対象者】主に障がい者

【設立年】平成8年4月27日

2. 活動内容等

【会員数】団体会員15団体、個人会員2人

【活動拠点】事務局は、名古屋市昭和区恵方町2-15

【事務局体制】

事務局員7人（障がい者5人、健常者2人） 役員会17人（障がい者14人、健常者3人）
年会費5,000円、50,000円（各団体の収支により）

【現在の活動内容】

（昨年度）

- ・事務局会議：月1回
- ・役員会：隔月
- ・まちづくり啓発活動 毎月、県内、参加者10数名
- ・愛知県人にやさしい街づくり連続講座受託
- ・名古屋市区役所講堂のバリアフリー化要望活動
- ・インクルーシブ教育への行政交渉
- ・ピアカウンセリング講座
- ・ILP集中講座*
- ・東海北陸車いす市民交流集会事務局
- ・11月名古屋駅調査 参加者100名
- ・全国大行動事務局会議 年6回、2月厚労省交渉
- ・総会記念講演会（岡崎市）参加者50名 等

3. 現状の課題

○障がいのある人ない人に限らず、誰もが住みやすい街づくりを目指す。

- ・段差のない、表示がわかりやすい、環境を整える
- ・差別のない社会にするため、法律及び条例などの啓発活動の強化
- ・交通アクセスなどのアクセシビリティに対する地域間格差の解消
- ・地域移行のため、自立生活を行っていく上での介助制度への理解
- ・障がいに対する意識改革
- ・インクルーシブ教育
- ・当事者のエンパワメント

4. 今後の取組

- ・名古屋駅再開発についてのバリアフリー化（JR、私鉄、地下鉄乗り換え及び表示など）

- ・誰もが利用できる環境整備（金鯱ループ 水上バス）
- ・選択肢ができる教育（インクルーシブ教育）
- ・障がい当事者のエンパワメント（ピアカウンセリング）
- ・差別のない社会を目指して、愛知 TRY*と連携を行う。

5. 行政（国・県・市）への要望

- ・環境整備や建築物を建てる際、障がい当事者の委員を入れて、意見交換をしたうえで進めてほしい。
- ・障がいに対する意識改革として、障がい平等研修を取り入れてほしい。
- ・障害者差別解消法に対し、理解と啓発の強化をし、相談窓口を当事者団体が担っていく。
- ・インクルーシブな教育を目指し、選択肢ができる環境を作り、同じ教育が受けられるようにする。
- ・経験を積んだ障がい当事者が運営する自立生活センターを各地に設置し、自立生活ができる環境をつくる。

6. その他

- ・尾張津島天王まつりなど、地方での伝統行事などに障がい当事者の参加しやすい環境整備をしてほしい。

(2) 事業所調査

障がい福祉サービス事業所の現状と課題を把握するために、市内外の障がい福祉サービス事業所及び入所施設を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

○アンケート調査

調査依頼事業所数：23

調査期間：平成 29 年 8 月～9 月

○アンケート結果抜粋

【行政（国・県・市）への要望】

(1) 報酬単価、利用日数に関すること

- ・相談支援事業の重要性から、事業運営可能な報酬の見直しを要望。
- ・グループホームを「地域生活を希望する利用者の生涯にわたる住居」として位置づけ、介護支援スタッフが確保できる報酬の見直しをはかる。
- ・休日利用の報酬単価について、日中支援を加味した単価に見直しを要望。
- ・移動支援サービスの報酬単価の見直しをしてほしい。
- ・生活介護を開所日（利用日）全て算定できるようにしていただきたい。8 日／月は施設入所支援の単価（生活介護の 1／3 程度）で支援を行っている。これでは充分な支援もできない。土日であっても、ただ寝かせているわけではない現状を踏まえた制度として欲しい。
- ・ニーズに沿った支給決定をして欲しい。本人や家族の状況も踏まえない支給決定があるため訂正していただきたい。
- ・利用者から、津島は利用可能な時間が厳しいと言われている。

(2) 障がい者を支援する仕組み、サービスに関するこ

- ・グループホームの夜間体制について

現在夜間体制無しのグループホームを行っているが、地域のニーズは重度障がい者の利用である。しかし、夜間体制加算が低く重度の方への対応ができない。そこへ職員を配置しようと思うと経営が逼迫する。今、何処でもグループホームが増えているが、軽度で手が掛からない利用者の取り合いで本当に困っている重度障がい者があふれているのが現状。

- ・計画相談のモニタリングの方法を検討してほしい。
- ・基幹相談支援センターの設置（海部圏域での調整）。
- ・地域生活支援拠点の整備の検討。
- ・厚生労働省からも出されているように平成 32 年までに児童発達支援センターを設置する（自治体あるいは圏域）に対して市としての考え方を聞かせてほしい。
- ・計画相談事業所の紹介について
ある相談事業所に案件が重なり、待機も出ていると聞くが、市が現状を把握できているかが疑問である。
- ・24 時間対応可能な障がい者専用の窓口の設置。

- ・障がい児（手帳のない気になる子含む）への支援について、福祉と子育て施策、保健、教育との連携システムについて、より深まるようなシステムづくり。
- ・親の高齢化について
親の高齢化が進んでいるが、在宅に住む彼らがいざという時に困らない様、支援体制を構築するべきだと思う。
- ・災害等避難時における障がいサービス利用者への緊急対応の整備を早急に進めていただきたい。
- ・保育園や幼稚園に通うと、療育を行っている日はお休みになるのに、保育料は発生している。他の市町村では療育への負担の補助が出ているが、津島市においては二重負担になっている。親御さんの負担を軽減できる方法を考えてほしい。

（3）事業所の運営に関するこ

- ・働き方改革による職員の給与水準の底上げで最低賃金が上がってきているが、報酬単価は毎年下がってきてることもあり、今後、安定した施設運営が難しくなっていくことを危惧している。
- ・事業所の安定運営のための財源確保をお願いしたい。
- ・スプリンクラー設置などグループホーム運営に関する補助金をしっかりとつけてほしい。

（4）その他

- ・行政間の横のつながりが乏しい。
- ・今年度虐待センターへ通報した件があったが、通報だけで終わってしまった。
- ・モニタリング計画に対する評価、見直しであるが、求められる回答内容が施設の個別支援の評価であり、おかしい。
- ・「総合支援協議会」で提起された課題が市政に反映されていくよう取り組みをすすめていただきたい。
- ・総合支援協議会、社会福祉協議会との連携とそれぞれの位置づけの明確化。
- ・福祉サービス受給者証の更新等、遅い。
- ・児童発達支援（母子通園）を利用しながら保育園に通うにあたり、その子の発達に合わせた支援を行うために、保育園に通っている時間が短いのに母子通園2日の日数では不足している為、就労証明書を提出しないといけない。幼稚園を探しても、受け入れが困難なこともある。療育に通っている子たちが集団生活を経験することができなくなってしまう。入園基準を緩和してほしい。
- ・就労継続支援A型とB型では作業内容が変わらず、ステップアップしている様には思ないので、今後、行政として何か考えがあるのか教えてほしい。
- ・当事業所から、A型へ行かれた利用者の中に、会社解散のため職を失った方がいる。

(3) 保護者ヒアリング

障がいのある子どもの現状と課題を把握するために、障がいのある子どもの保護者を対象にヒアリング調査を実施しました。

○ヒアリング調査

調査期間：平成 29 年 9 月～10 月

○ヒアリング結果抜粋

【行政（国・県・市）への要望】

(1) 情報提供に関すること

- ・作業所がたくさんできてきてはいるが、情報が全く入ってこない。資料やパンフレットなど、形としての情報がほしい。
- ・自分がもし倒れたときに、利用できるサービスやボランティア団体があるのか知りたい。今までは不安である。
- ・健診がある保健センターに、いろいろな事業所の案内を置くべき。
- ・ボランティア団体の情報が全くななく、繋がりがない。
- ・情報提供が少なすぎ、どこの事業所をどのように使えばいいのか、どこに相談をすればよいのか分からぬ。

(2) 障がいサービスに関すること

- ・サービス利用計画の作成をお願いしている。相談員は、話を聞いてくれてはいるが、実際に子どもたちと関わっているわけではないため、理解してくれていないのではないかと感じる。
- ・事業所（作業所）へ実際に見学に行ってみると、職員の質があまりよくないと感じる。事前に打ち合わせを行っても、ほかの職員まで話が通じていないことがある。職員の質の向上を求める。
- ・3歳児健診の前に相談員に相談したことがあるが、対応が良くなかった。
- ・B型作業所の利用を考えているが、生活の部分の支援がもっと必要。
- ・母子通園がとても良かった。
- ・重度の身体障がいのある人が利用できる完全バリアフリーの事業所がもっと必要。民家の事業所などはアットホームでいいが、設備面も整えてほしい。
- ・子どもが熱を出しても、仕事すぐには迎えに行くことが難しい。送迎だけでも使える事業所、またはサービスがほしい。
- ・児童の短期入所事業所が必要。
- ・日曜日に利用できる事業所がほしい。兄弟の部活、発表会などがある場合に預けられる場所がほしい。親に預けられる人はあまりいない。

(3) 教育に関すること

- ・支援学級の資質を上げてほしい。小学校は手厚いが、中学校はあまりそう感じない。
- ・トワイライトスクール*などが必要。学童は使いにくく、費用も高い。
- ・支援学校、支援学級どちらにも当てはまらない子はどうしたらよいのかわからない。

(4) 医療に関すること

- ・津島市に発達障がいを見てくれる外来が近くには困る。
- ・医療費制度を見直してほしい。障がいのある人に限らず、子どもがいる方は困っていると思う。

(5) 就労、進路に関すること

- ・就労についての情報が全くなく、不安。
- ・障がいのある人が、1人で生きていくように、働く場、生活の場をしっかり提供してほしい。

(6) その他

- ・名古屋市のように、手帳提示で割引になるところを増やしてほしい。
- ・津島市は子育てがしにくい。

【自由意見】

(1) 障がいへの理解に関すること

- ・身内にすら子どもの障がいに対する理解を得られない。学校や事業所が救いになっている。
- ・見て分かる障がいより、発達障がいは家族、特に父親に理解されにくいと感じる。担任の先生も対応に困っていることが多い。
- ・家族の理解はあるほうだと思う。
- ・差別を実際に感じたことはない。
- ・障がいについてあまり知らない親の子どもたちも、特別学級に対して偏見を持っているように思う。

(2) 情報に関すること

- ・役員会や父母会で、周りのお母さん方から情報を聞くことが多い。現在利用している事業所も、周りのお母さん方に教えてもらった。
- ・情報収集のため、父母会や学校の講習会などには極力参加するようにしている。
- ・支援学校には新しい事業所の情報が入ってくるようだが、そうではない人にはなかなか入ってこない。また、市で配布されるような制度のお知らせは見たことがない。自分から聞かないと役所は教えてくれない。そのためお母さん方から情報をもらうことが多い。

(3) 教育・就労に関すること

- ・障がいがある子どもでもできる習い事があったら良いと思う。
- ・今現在の障がいのある人の仕事のあり方、作業所の状況などが全く見えない。

(4) 子どもに関すること

- ・事業所を利用して、いろいろな人と関わりをもってほしい。
- ・公共交通機関をなるべく使うようにし、電子マネーなどもあえて使わず自分で切符が買えるようにななどの工夫はしている。
- ・心から信頼できる友達が1人でもできてほしい。
- ・学校よりも事業所のほうが交友関係は作りやすいのではないか。
- ・最終目標として、自立できるよう自分で仕事をしてほしい。

(5) 障がいサービスに関するこ

- ・短期入所などは利用したことがない。情報がなく、短期入所を利用できる事業所がどこにあるのかすら分からない。
- ・ヘルパー、移動支援を使っている人はあまりいない。

(6) その他

- ・自閉症（アスペルガー）の会に入れたらと思ったことはあるが、会費や日程のことを考えると入ることができなかった。
- ・学校、療育、事業所が連携し、支援してくれている。
- ・発達に遅れがあると知ったときは、事業所を自分で探さなければならず、どうすればよいか分からなかった。児童相談所も行政、病院との連携が取れていなかった。
- ・C判定の自閉と診断されていない子は医療費を負担しなければならない。言語教室などに通わせたいのに、難しい。

5 用語解説

あ行	愛知 TRY	愛知TRY実行委員会は、「差別をなくそう愛知から」をキャッチフレーズに活動し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す団体。
	ILP 集中講座	自立生活プログラム(ILP)とは、障がいのある人が自立生活に必要な心構えや技術を学び、障がいのある人との人が共に生きる場をつくるために、障がいのある人自身が力をつけていくためのプログラム。
	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	医療相談員	病院において患者やその家族に対する相談業務を行う専門職。医療・医学的なことの相談は医師が行い、それ以外の経済的問題、療養中の心理的・社会的問題の解決・調整・援助や退院、社会復帰に関する相談を受けている専門職で「MSW」も呼ばれる。
	一般就労	福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅などでの就労および自らの起業などによる就労。
	インクルーシブ教育システム	障がいのある人とない人が可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。
	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPOなどの制度に基づかない援助などが挙げられる。
	SP コード	文字情報を内包した 2 次元コードの一種。専用の読み取り装置にあてるとデジタル音声で読み上げ、文字情報を聞くことができる。
	NPO	民間非営利組織、特定非営利活動団体 Non Profit Organization の文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
	エンパワメント	障がいのある人やその家族がより内発的な力を持ち、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。
か行	オストメイト	がんや事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開口部(ストーマ(人工肛門・人工膀胱))を造設した人のこと。
	ガイドヘルパー	一人では外出できない障がいのある人に付き添って、歩行の介助や誘導をする人のこと。
	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。
	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳ある生活を送る上で必要な権利を保障するという考え方やその実践のこと。

か行	高次脳機能障がい	病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意等の知的な機能に障がいが起きた状態を指す。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているが、新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動ができなくなり、生活に支障をきたすようになる。
	コミュニティ活動	自治会活動、防犯・防災活動、健康づくり活動、環境美化活動、レクリエーション活動など、地域の住民の相互扶助により、より良い環境や心豊かな生活を営むことができる地域社会（コミュニティ）をつくるための活動のこと。
	合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」により、行政機関や事業者には、障がいのある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。
さ行	災害時要配慮者	高齢者、障がいのある人など災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に「心身障害者対策基本法」から改称・改正され、法の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であることを明記した。
	障害者就業・生活支援センター	地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
	障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた「障害者自立支援法」が、平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。
	障害者トライアル雇用制度	障がいのある人を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとすることを目的とした制度。
	情緒障がい	情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。
	情報保障	人間の「知る権利」を保障するもの。特に聴覚に障がいのある人は、音声によって提供される情報や会話を理解できないため、日常的に情報から疎外されているといえる。そのため、一般的に「情報保障」とは、聴覚に障がいのある人に対するコミュニケーション支援を指す。

さ行	身体障害者手帳	体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、肝臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。
	生活の質（QOL）	Quality of life（クオリティ オブ ライフ）は「生活の質」「生命の質」などと訳され、身体的な苦痛を取り除くだけでなく、精神的、社会的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度という意味が含まれる。
	精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。手帳の等級は、重い方から1級～3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。
	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見がある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。
	総合支援協議会	地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するなど、地域で安心して生活を送ることができるよう地域生活に関わる課題を協議する場。
た行	地域活動支援センター	障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。
	DAISY 録音	DAISY（Digital Accessible Information System）という規格を用いたデジタル録音。この規格で録音された図書を再生ソフトを使用して読むと、図書の内容が音声で読み上げられる。
	特別支援学級	平成19年4月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」において、障がいのある子どもが通学する特殊学級が名称変更したもの。小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

た行	特別支援学校	平成 19 年 4 月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」により、盲学校・聾学校・養護学校が一本化され名称変更したもの。障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的としている。
	特別支援教育	平成 19 年 4 月に「特別支援教育」が「学校教育法」に位置づけられたことにより、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	トワイライトスクール	放課後等に小学校施設を活用して、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流することを通じて、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的とした教室。
な行	日常生活自立支援事業	日ごろの生活に不安がある人の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業。
	ノーマライゼーション	「障がいのある人も、ない人も、地域の中で平等に生活できる社会」という考え方で、そのために、ともに支えあい、お互いに尊重しながら共生できる社会を作っていくという基本理念。
は行	バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことを指す。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。「災害時要援護者」というかわりに、平成 25 年 6 月の「災害対策基本法」の改正から使われるようになった。
	ピアカウンセリング	障がいのある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解できないことを語り、お互いに支持し合えるカウンセリングをいう。
	福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体に障がいのある人等に対して十分な輸送サービスができないと認められる場合に NPO 法人、公益法人、社会福祉法人等が実費の範囲で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う個別輸送サービスのこと。

ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められており、児童委員は「児童福祉法」により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計された製品・情報・環境のデザインのこと。
	要約筆記者	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。
ら行	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
	リハビリテーション	障がいのある人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰をめざす訓練のこと。
	療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定、C判定と記載される。
	レスパイトサービス	「障害者総合支援法」に基づき、在宅の障がいのある人及び障がいのある子どもの介護者の地域生活を支援するため、介護者の疾病、冠婚葬祭等により、介護が困難となつた場合、介護者に代わって、一時的に障がいのある人を保護する制度。

第4期津島市障がい者計画
(平成30年度～平成35年度)

第5期津島市障がい福祉計画
第1期津島市障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

発行：津島市 健康福祉部福祉課
〒496-8686
愛知県津島市立込町2丁目21番地
電話：0567-24-1115
FAX：0567-24-1138